

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領

農 林 水 産 省 生 産 局 長 通 知
制 定 令和 3 年 1 月 28 日 付 け 2 畜 産 第 1817 号
最終改正 令和 7 年 1 月 9 日 付 け 6 畜 産 第 2265 号-2

第 1 趣 旨

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業の実施については、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱（令和 3 年 12 月 24 日 付 け 3 畜 産 第 1183 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成され、事業ごとの事業実施主体、成果目標及び目標年度等は、別記 1～別記 5 に定めるとおりとする。

- 1 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業
別記 1 に定めるとおりとする。
- 2 輸出先国の基準に対応するための取組支援事業
別記 2 に定めるとおりとする。
- 3 アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業
別記 3 に定めるとおりとする。
- 4 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業
別記 4 に定めるとおりとする。
- 5 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業
別記 5 に定めるとおりとする。

第 3 補助対象経費等

- 1 補助対象経費及び補助率は、別表 1 に掲げるとおりとする。
- 2 留意事項
 - (1) 国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、補助の対象外とする。
 - (2) 事業内容の一部を、他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を要綱第 9 第 1 項の事業実施計画に記載しなければならない。
 - ①委託先が決定している場合には、委託先
 - ②委託する事業の内容及びそれに要する経費

第 4 事業実施計画の承認

要綱第 9 第 1 項の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める事業実施計画の承認の手続は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施主体は、別記様式第 1 号により事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。なお、事業実施計画の提出時において事業実施主体の設立が完了していないときは、事業実施主体の代表者となることを予定している者が、他の者を代理するものとする。

- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画のうち、適当と認められるものについて、都道府県事業実施計画を別記様式第2号により作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都道府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により提出された都道府県事業実施計画について、補助要件を満たしているか確認を行った後、当該都道府県事業実施計画を畜産局長に提出するものとする。
- 4 畜産局長は、3により提出された都道府県事業実施計画について、内容を確認し、予算の範囲内で採択するものとし、その結果を地方農政局長等に通知するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の通知に基づき、都道府県事業実施計画を承認し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- 6 都道府県知事は、5の承認を受けた都道府県事業実施計画に係る事業実施主体の事業実施計画について承認することとする。
- 7 事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、1から6までに準ずる。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 事業実施主体における事業費の30%を超える増減
 - (4) 補助金の増又は30%を超える減
 - (5) 成果目標の変更
- 8 事業の着手
 - (1) 事業の実施については、原則として交付決定後に着手するものとする。ただし、本事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が適正、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
 - (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を都道府県知事に提出するものとする。
 - (3) 都道府県知事は、事業実施主体が(1)のただし書に基づき交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
 - (4) 都道府県知事は、事業実施主体から(2)の交付決定前着手届の提出があった場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。
 - (5) 第4の1のなお書きにより事業実施計画を提出した者は、事業の着手後すみやかに要綱第4第3項の畜産物輸出コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）又は同第4項の畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会（以下「協議会」という。）を設立するものとし、設立が完了したときには、設立したコンソーシアム又は協議会の概要を都道府県知事に報告するものとする。

第5 事業の評価等

- 1 要綱第9第2項の事業評価の報告は、事業完了年度の翌年度から目標年又は目標年度

までの間において、毎年度、報告に係る年度の翌年度 7 月末までに別記様式第 3 号により事業実施主体が都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第 4 号により、同年度の 9 月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。

- 2 要綱第28の指導は、目標年又は目標年度の翌年度において、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合に実施するものとし、地方農政局長等は、都道府県知事を通じて、事業実施主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 地方農政局長等は、必要に応じ、2 の改善措置による成果目標の達成状況について、都道府県知事を通じて事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

第 6 調査、報告及び指導

畜産局長及び地方農政局長等は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、都道府県、事業実施主体等に対し調査し、報告を求め、又は指導することができるものとする。

第 7 事業実施期間

本事業の実施期間は、第 4 の 6 に規定する承認された事業実施計画に記載された期間とする。

第 8 その他

1 不正行為等に対する措置

国は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 株式会社日本政策金融公庫への情報提供

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条において、国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力することを定め、活動内容に応じて融資等の支援措置を講ずるための仕組みを創設している。このことから、本事業の実施にあたり、本申請に係る情報（事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等）について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫に提供することとする（ただし、事業実施主体が第 4 の事業実施計画にて情報提供への同意をしない場合を除く）。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和３年12月24日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和４年１月５日から施行する。

附 則

この改正は、令和４年２月14日から施行する。

附 則

この改正は、令和４年３月31日から施行する。

附 則

この改正は、令和４年12月８日から施行する。

附 則

この改正は、令和５年３月31日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和５年11月29日から施行する。
- 2 １による改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和６年12月17日から施行する。
- 2 １による改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和６年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、令和７年１月９日から施行する。

別表 1（第 3 の 1 関係）

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業 （１）コンソーシアムの設立及び推進 （２）コンソーシアムによる PR 活動、販売促進活動の実施	コンソーシアムの設立及び運営を行うために行う左記（１）及び（２）の事業を実施するために直接必要な経費のうち別表 2 に該当するものであって、事業の対象として明確に区分することができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認するものができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表 2 の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。	定額 （コンソーシアムが輸出促進に取り組む対象とする品目ごとに、原則として次の金額を上限とする。 牛肉：16,000 千円 牛肉以外：8,000 千円 ※ ただし、当該コンソーシアムの構成員である食肉処理施設等が輸出・国際局が定めるフラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和 6 年 4 月 19 日付け 6 輸国第 256 号）に基づきフラッグシップ輸出産地の主たる構成要素である場合は、それぞれ 20,000 千円、10,000 千円を上限とする。 ※ 食肉・鶏卵加工品のみの取組の場合は、3,000 千円。大規模な展示商談会等に 3 回以上取り組む場合は、5,000 千円。 ただし、4 の事業に取り組む事業実施主体が事業実施年度中にコンソーシアムを構築し、1 の事業に取り組む場合は、1 の事業の補助上限額から 4 の事業の補助金額を除いた額を上限とする。また、

		やむを得ない事情があり、これを超えて施行する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、畜産局長と協議の上、追加で交付することができるものとする。)
2 輸出先国の基準に対応するための取組支援事業 (1) 輸出先国の基準等に対応するための取組に係る推進会議の開催 (2) 輸出先国の基準等に係る海外調査 (3) 輸出先国の基準等に対応するための人材育成に係る取組 (4) 輸出先国の基準等に対応するための食肉処理施設の設備の改良、導入	推進会議の開催に直接必要な会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等 海外調査に直接必要な渡航費、滞在費、通訳費等の現地調査に直接的に必要な経費。 なお、海外調査は、他のコンソーシアムと共同で行う等補助金の低減に努めること。 研修会の開催や受講に直接必要な会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等 輸出先国の基準等に対応するための食肉処理施設の設備の改良、導入に直接必要な経費のうち別表3に該当するものであって、事業の対象として明確に区分することができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。 なお、その整理に当たっては、特別会計等の区分整理を行うものとする。	定額 定額 定額 1/2 以内

		(ただし、(1)から(4)までの取組について、1事業実施主体当たりの補助金要望額の上限は1の事業に準ずるものとする。)
3 アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組 (1) アニマルウェルフェアに配慮した牛の取扱い(頭絡による家畜の取扱いを含む。以下同じ。)や血斑低減のための推進会議、研修会等の開催 (2) アニマルウェルフェアに配慮した牛の取扱い及び血斑低減のための取組 (3) 血斑低減のための試験・研究を行う場合の、試験・研究に必要な資材費	推進会議等の開催に直接必要な会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等 アニマルウェルフェアに配慮した牛の取扱い及び血斑低減のために直接必要な搬出作業の委託、搬入作業員の増員、と畜作業員の増員、各種データの取りまとめ・分析等の経費 血斑低減のための試験・研究に直接必要な試験費、資材費等の経費 なお、補助対象経費の整理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとする。	定額 定額 (当該経費相当として食肉処理施設における令和7年2月14日以降の牛(ホルスタイン種の雌を除く。この項において同じ。)のと畜頭数に応じて牛一頭当たり4,300円を奨励金として交付する。ただし、原則として、対象頭数は、当該食肉処理施設における令和5年度の牛と畜実績頭数を上限とする。) 定額

4 新たな畜産物輸出 コンソーシアムの設 立に向けた産地育成 支援事業 (1) 協議会の設立及 び推進 (2) 検討会及び研修 会の開催 (3) 輸出先国のマー ケット調査 (4) 協議会による商 流構築活動の実施	協議会が行う左記(1)から(4)ま での事業を実施するために直接必要な 経費のうち別表2に該当するものであ って、事業の対象として明確に区分す ることができるもの、かつ、証拠書類 によって金額等を確認することができる ものとする。 なお、その整理に当たっては、別表 2の費目ごとに整理するとともに、特 別会計等の区分整理を行うものとし る。	定額 (協議会が輸出促進に取 り組む対象とする品目ご とに、原則として次の金 額を上限とする。 牛肉：10,000 千円 牛肉以外：5,000 千円 ※ 食肉・鶏卵加工品の みの取組の場合は、 2,500 千円 ただし、やむを得ない 事情があり、これを超え て施行する必要があると 都道府県知事が特に認め る場合には、畜産局長と 協議の上、追加で交付す ることができるものとし る。)
5 畜産物の流通・品 質保持等に係る試験・ 実証等支援事業 (1) 推進会議・検討会 等の開催 (2) 輸出先国やマー ケットの求める日本 産畜産物を供給する ために必要な流通方 法や品質保持等に係 る試験・実証 (3) 試験・実証に係る 報告書の作成	畜産物の流通や品質保持等に係る試 験・実証のために行う左記(1)から (3)までの事業を実施するために直 接必要な経費のうち別表2に該当する ものであって、事業の対象として明確 に区分することができるもの、かつ、 証拠書類によって金額等を確認するこ とができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表 2の費目ごとに整理するとともに、特 別会計等の区分整理を行うものとし る。	1/2 以内

(共通経費)		
6 都道府県推進事務費	都道府県による事業の推進に必要な指導等の実施に要する経費であって、別表 2 に該当するものとする。なお、事務費は、総事業費に見合った合理的な費用とすること。	定額

別表 2（第 3 の 1 関係）

費目	内容	注意点
人件費	本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に従うこと。 ・積算根拠となる資料を添付すること。 ・謝金の支払対象者に対して支払うことはできない。
謝金	本事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費	・単価については、事業実施主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体の業務に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金	本事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備すること。
旅費	本事業を実施するために必要な旅費で交通費、日当、宿泊費、諸雑費（事業実施に必要な専門知識を有する者等の招へいに係る国内外の移動に要する経費、滞在費等を含む）	・単価については、事業実施主体の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・旅費単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトラ

		ンジットを除く。)に要する費用は対象としない。
需用費	本事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、実演・サンプル等用原材料費(包装資材、食材費含む)、資材費、輸送費・通関費、ウェブサイト構築費、車両借上費、文献・資料等購入費、機器等のリース費等の雑費	・インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は除く。
役務費	本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
賃借料及び使用料	本事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料	・事業実施主体が所有するものを使用する場合を除く。
委託費	本事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費	
その他	PR 活動や販売促進活動の実施において必要な輸出先国の各種基準への対応に係る経費、送金手数料等の他の費目に該当しない経費で、本事業を実施するために必要な経費	

別表 3（第 3 の 1 関係）

費目	内容	注意点
備品費	本事業を実施するために直接必要な機器・設備の購入経費	・対象となる機器・設備については、輸出先国の基準等に対応するための食肉処理施設の設備の改良、導入に直接必要となるものに限る。 ・機器・設備の設置に必要となる簡易な資材・装置の導入及び機器・設備の補改修に係る経費は対象に含まないものとする。 ・購入しようとする機器・設備本体の取得単価が 50 万円以上の機器・設備については、見積書（原則 3 社以上。該当する機器・設備を 2 社以下しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和○年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、下記のとおり畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業を実施したいので、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2生畜第1817号農林水産省生産局長通知）第4の1に基づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「事業実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		国費 補助金	その他 ()	
(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・ 運営支援事業	円	円	円	
(2) 輸出先国の基準に対応するための 取組支援事業				
(3) アニマルウェルフェアの推進及び 血斑発生低減に向けた取組支援事業				
(4) 新たな畜産物輸出コンソーシアム の設立に向けた産地育成支援事業				
(5) 畜産物の流通・品質保持等に係る試 験・実証等支援事業				
合計				

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

- (注) 1 コンソーシアム又は協議会の設立前に提出する場合は、事業実施主体名は構成員となる者の連名によることとし、代表者となることを予定している者が代表者となること。
- 2 変更承認申請の場合は、「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、承認された事業実施計画書の事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施計画書

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体名	
対象品目名	☐ 牛肉 ☐ 豚肉 ☐ 鶏肉 ☐ 鶏卵 ☐ 牛乳乳製品
事業名	☐ 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業 ☐ 輸出先国の基準に対応するための取組支援事業 ☐ アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業 ☐ 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業 ☐ 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業

注1：対象品目名の欄及び事業名の欄は、該当するものにチェックを入れること。

注2：コンソーシアム設立前の場合は予定する内容により記載すること。

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名 (コンソーシアム／協議会名)		
代表者名		
事務局	組織名	
	所在地	
組織構成	畜産農家等	
	食肉処理施設等	
	輸出事業者	
	その他	

注：組織構成には、畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者、その他の組織ごとに構成員を全て記載すること。

第2 事業計画の内容

1 取組の概要

--

注：現状、課題、目的やこれまでの取組を踏まえた改善内容等を輸出先国ごとに簡潔に記載すること。
新たなコンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業に取り組む場合は、現状、課題、目的、対象とする輸出先国の輸出認定取得に向けたスケジュール等を簡潔に記載すること。

2 取組の詳細

取組名・対象国	実施時期	実施内容	総事業費			備考
			(円)	国庫補助金 (円)	その他 (円)	
畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業						
(例) 〇〇のための推 進会議の開催	〇月上旬、 〇月下旬 の2回開 催	〇〇について、〇〇等の検討、報告を実施。				
(例) プロモーション (米国)	〇月上旬、 〇月下旬 の2回開 催	〇〇コンソーシアムのうち、〇〇が中心となって実施。これま でに明らかとなった〇〇という課題を踏まえ、現地レストラン 〇〇と協力し、海外バイヤーや一般消費者向けに〇〇につい て、〇〇を用いてプロモーションを実施。				
		小計				
輸出先国の基準に対応するための取組支援事業						
(例) 〇〇のための調 査 (EU)	〇月上旬	〇〇コンソーシアムのうち、〇〇が中心となって EU における 〇〇について、〇〇等を調査。				
		小計				
アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業						
(例) AW に係る推進 会議	〇月上旬	〇〇コンソーシアムのうち、〇〇が中心となって〇〇につい ての会議を開催。				
(例) 血斑低減の取組	〇月上旬	〇〇コンソーシアムのうち、〇〇が中心となって〇〇を実施 し、〇〇等を検証。				
		小計				

新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業						
(例) 商流構築活動の 実施 (米国)	○月上旬、 ○月下旬 の２回開 催	○○コンソーシアムのうち、○○が中心となって○○の試験輸 出を行い、海外バイヤーが参加する試食会を開催。				
		小計				
畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業						
(例)牛肉の賞味 期限延長の実証	○～○月	コンソーシアムのメンバー、学識経験者、包装メーカーによ り、賞味期限の延長を可能とすると畜解体作業の検証、梱包 の試験を実施。				
		小計				
		合計				

注１：適宜、行を追加して記入すること。

注２：PR活動、販売促進活動、調査、試験・実証等の取組については、取組・対象国ごとに記載し、実施内容欄には、実施体制を含め具体的な内容を記載すること。食肉処理施設における設備の改良、導入の取組については実施内容と輸出先国の基準等の関係を詳細に記載すること（単純な設備の更新は補助対象外）。アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組のうち要領別表１の３（２）の取組については、搬出作業の委託、搬入作業員の増員、と畜作業員の増員、各種データの取りまとめ・分析等、具体的な取組内容を記載すること（総事業費等については、「３ アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業の対象頭数及び経費」に記載の額を記入すること）。

注３：食肉・鶏卵加工品の輸出促進に取り組む場合は、当該製品中の原料食肉・鶏卵の割合がわかる資料を添付すること。

注４：事業を委託して実施する場合は、備考欄に委託予定先を記入するとともに、事業費の上段にその委託費の額を（ ）書きで記載すること。

注５：仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国庫補助金○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

注６：備考欄には、総事業費欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。または、別葉として添付すること。

注７：補助残額については、その他の欄に記載し、備考欄に負担する構成員の名称を記載すること。

3 アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業の対象頭数及び経費

対象牛計（頭）				総事業費	国庫補助金（円）		備考
和牛（頭）	交雑種（頭）	乳用種（頭）	国庫補助金（円）		その他（円）		

注：対象頭数は原則として令和5年度のと畜実績を上限とする。

第3 成果目標

(1) 別記1及び2の事業

取組対象の輸出先国	輸出額（円）及び増加率（％）		
	現状 （令和6年）	事業実施年 （令和〇年）	目標 （令和〇年）
	（円）	（円）	（円）
	（％）	（％）	（％）
合計	（円）	（円）	（円）
	（％）	（％）	（％）

注1：取組対象の輸出先国ごとに記載の上、合計欄には、実施輸出先国の合計について記載すること。

注2：増加率の欄には、現状（令和6年）の輸出額に対する増加率を記載すること。

(2) 別記3の事業

	現状（令和5年度）	目標（令和〇年度）
アニマルウェルフェアに配慮した牛の取扱い状況		
血斑発生率	％	％

(3) 別記4の事業

目標年度	輸出を開始する国・地域

注：鶏肉について、香港・ベトナム向け正肉輸出に取り組む場合は、欄を追加し、目標年度の正肉輸出量も記載すること。

(4) 別記5の事業

品目	現状	目標（年度及び内容）

注：成果目標は可能な限り定量的な目標を記載すること。

第4 添付書類（該当する書類にチェックすること）

- ☐ 1 コンソーシアム規約
- ☐ 2 GFP のコミュニティサイトに登録していることが確認できる書類
- ☐ 3 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）
- ☐ 4 フラッグシップ輸出産地の認定及び当該コンソーシアムの構成員である食肉処理施設等が当該認定フラッグシップ輸出産地の主たる構成要素であることが確認できる書類（該当ある場合のみ）

第5 個人情報の取扱い（任意）

本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 13 条※に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。

☐同意します。 ☐同意しません。

※ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 13 条

国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫その他の関係者は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

注：同意しない場合でも、事業の採択等に影響はありません。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

県（都道府）知事
氏 名

令和〇年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業都道府県事業実施計画の（変更）承認申請について

令和〇年度において、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業を実施したいので、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2生畜第1817号農林水産省生産局長通知）第4の2に基づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「都道府県事業実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		国費 補助金	その他 ()	
(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・ 運営支援事業	円	円	円	
(2) 輸出先国の基準に対応するための 取組支援事業				
(3) アニマルウェルフェアの推進及び 血斑発生低減に向けた取組支援事業				
(4) 新たな畜産物輸出コンソーシアム の設立に向けた産地育成支援事業				
(5) 畜産物の流通・品質保持等に係る試 験・実証等支援事業				
合計				

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

- （注）1 関係書類として、実施要領第4の1の規定により提出された事業実施計画の写しを添付すること。
2 変更承認申請の場合は、「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、承認された事業実施計画書の事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

(〇〇県)

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業

都道府県事業実施計画書

事業実施年度: 令和 年度

- 事業名: ・畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業
・輸出先国の基準に対応するための取組支援事業
・アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業
・新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業
・畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業

注1: 事業名の欄は、該当するものを円で囲むこと。

注2: 同一都道府県内の事業実施計画が1計画のみの場合には、事業実施計画書をもって都道府県事業実施計画書に代えることができる。

第1 事業実施主体の概要

都道府県	事業実施主体名 (コンソーシアム／協議会名)	対象品目	事務局		組織構成	代表者名	その他
			組織名	所在地			
					・畜産農家等 ・食肉処理施設等 ・輸出事業者 ・その他		
					・畜産農家等 ・食肉処理施設等 ・輸出事業者 ・その他		
					・畜産農家等 ・食肉処理施設等 ・輸出事業者 ・その他		

注1：組織構成には、畜産農家等、食肉処理施設等、食肉輸出事業者、その他の組織毎に構成員を記載すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第2 事業内容の総括

都道府県	事業実施主体	事業	事業内容 (利用するメニュー)		総事業費(円)		成果目標			
					国庫補助金 (円)	その他 (円)	項目	現状 (○年・○年度)	目標	目標年又は 目標年度
		畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業					輸出額(円)			
		輸出先国の基準に対応するための取組支援事業					増加率(%)			
		アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業					アニマルウェルフェアに配慮した取扱い状況			
							血斑発生率(%)			
		新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業					輸出を開始する国・地域			
		畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業								
				小計						
		畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業					輸出額(円)			
		輸出先国の基準に対応するための取組支援事業					増加率(%)			
		アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業					アニマルウェルフェアに配慮した取扱い状況			
							血斑発生率(%)			
		新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業					輸出を開始する国・地域			
		畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業								
				小計						
		畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業					輸出額(円)			
		輸出先国の基準に対応するための取組支援事業					増加率(%)			
		アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業					アニマルウェルフェアに配慮した取扱い状況			
							血斑発生率(%)			
		新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業					輸出を開始する国・地域			
		畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業								
				小計						
				合計						

注1:事業内容欄には、各メニューの実施内容(対象国名を含む。)を具体的に記載すること。
注2:新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業において、香港・シンガポール向け鶏肉正肉輸出に取組む場合、「輸出を開始する国・地域」の現状・目標の双方の欄に輸出量を記載すること。
注3:適宜、行を追加して記入すること。

第3 事業費の総括

都道府県	事業	事業実施主体	総事業費(円)	国庫補助金(円)	
				国庫補助金(円)	その他(円)
	畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業				
		計			
	輸出先国の基準に対応するための取組支援事業				
		計			
	アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業				
		計			
	新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業				
		計			
	畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業				
		計			
	都道府県推進事務費				
		合計			

注1: 都道府県事務費を記載した場合、経費の根拠を別添に添付すること。
注2: 適宜、行を追加して記入すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和○年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業の評価報告について

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2生畜第1817号
農林水産省生産局長通知）第5の1に基づき、別添のとおり報告します。

（注）関係書類として、事業実施主体ごとに、別添の実績評価書を添付すること。

別記様式第3号 別添

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業に関する実績評価書

1. 事業実施主体名：

2. 事業実施年度：

3. 成果目標の具体的な内容及び達成状況：

(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業

① 実績：

品目	PR活動及び販売促進活動を実施する輸出先国	輸出額（円）及び増加率（％）		
		事業実施前 （○年）	目標 （○年）	実績 （○年）
		（円）	（円）	（円）
		-	（％）	（％）
		（円）	（円）	（円）
		-	（％）	（％）
		（円）	（円）	（円）
		-	（％）	（％）
		（円）	（円）	（円）
		-	（％）	（％）
合計		（円）	（円）	（円）
		-	（％）	（％）

注：実施した活動内容（設立及び推進に係る会議の開催、販売促進活動等）がわかる資料を添付すること。

輸出事業計画の策定状況	
-------------	--

注：輸出事業計画を策定済みの場合は認定の時期を、未策定の場合は策定予定の時期を記載すること。

② 成果目標の達成状況の評価：

達成状況の評価	備考（Cの場合には、目標未達となった要因を記載）
A（計画どおり実施）	
B（おおむね計画どおり実施）	
C（計画を達成できず）	

注：達成状況の評価の欄は、該当するものを円で囲むこと。

③ 事業内容：

(2) 輸出先国の基準に対応するための取組支援事業

① 実績：（上記（1）①に記載すること。）

② 成果目標の達成状況の評価：

達成状況の評価	備考（Cの場合には、目標未達となった要因を記載）
A（計画どおり実施）	
B（おおむね計画どおり実施）	
C（計画を達成できず）	

注：達成状況の評価の欄は、該当するものを円で囲むこと。

③ 事業内容：

(3) アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業

① 実績：

	事業実施前 (○年度)	目標 (○年度)	実績		
			初年度 (○年度)	2年度 (○年度)	3年度 (○年度)
アニマルウェルフェア に配慮した牛の取扱い 状況の改善					
血斑発生率	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

注1：初年度欄には、本事業の完了年度の翌年度の実績数値を記載すること。

2：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること

3：アニマルウェルフェアに配慮した牛の取扱い状況の改善については、定量的に記載することが難しい場合には、定性的に記載することも可とする。

② 成果目標の達成状況の評価：

達成状況の評価	備考（Cの場合には、目標未達となった要因を記載）
A（計画どおり実施）	
B（おおむね計画どおり実施）	
C（計画を達成できず）	

注：達成状況の評価の欄は、該当するものを円で囲むこと。

③ 事業内容：

(4) 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業

① 実績：

品目	輸出 予定先国	施設認定／輸出開始状況	
(例) 牛肉	米国	初年度 (令和○年度)	施設認定に係る申請書類を厚生労働省に提出。現在厚生労働省において審査中。
		初年度 (○年度)	
		2年度 (○年度)	
		3年度 (○年度)	

注1：初年度欄には、本事業の完了年度の翌年度の実績数値を記載すること。

2：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること

輸出事業計画の策定状況	
-------------	--

注：輸出事業計画を策定済みの場合は認定の時期を、未策定の場合は策定予定の時期を記載すること。

② 成果目標の達成状況の評価：

達成状況の評価	備考（Cの場合には、目標未達となった要因を記載）
A（計画どおり実施）	
B（おおむね計画どおり実施）	
C（計画を達成できず）	

注：達成状況の評価の欄は、該当するものを円で囲むこと。

③ 事業内容：

（5）畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証支援事業

① 実績：

品目	成果目標	実施内容

② 成果目標の達成状況の評価：

達成状況の評価	備考（Cの場合には、目標未達となった要因を記載）
A（計画どおり実施）	
B（おおむね計画どおり実施）	
C（計画を達成できず）	

注：達成状況の評価の欄は、該当するものを円で囲むこと。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

県（都道府）知事
氏 名

令和〇年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業の評価報告について

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2生畜第1817号
農林水産省生産局長通知）第5の1に基づき、別添のとおり報告します。

（注）関係書類として、別添の実績評価書を添付すること。

別記様式第4号 別添

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業に関する実績評価書

1. 事業実施主体名：

2. 事業実施年度：

3. 成果目標の具体的な内容及び達成状況：

(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業

① 実績：

品目	PR活動及び販売促進活動を実施する輸出先国	輸出額（円）及び増加率（％）		
		事業実施前（○年）	目標（○年）	実績（○年）
		（円）	（円）	（円）
		-	（％）	（％）
		（円）	（円）	（円）
		-	（％）	（％）
		（円）	（円）	（円）
		-	（％）	（％）
		（円）	（円）	（円）
		-	（％）	（％）
合計		（円）	（円）	（円）
		-	（％）	（％）

注：実施した活動内容（設立及び推進に係る会議の開催、販売促進活動等）がわかる資料を添付すること。

輸出事業計画の策定状況	
-------------	--

注：輸出事業計画を策定済みの場合は認定の時期を、未策定の場合は策定予定の時期を記載すること。

② 成果目標の達成状況の評価：

達成状況の評価	備考（Cの場合には、目標未達となった要因を記載）
A（計画どおり実施）	
B（おおむね計画どおり実施）	
C（計画を達成できず）	

注：達成状況の評価の欄は、該当するものを円で囲むこと。

③ 事業内容：

(2) 輸出先国の基準に対応するための取組支援事業

① 実績：（上記（1）①に記載すること。）

② 成果目標の達成状況の評価：

達成状況の評価	備考（Cの場合には、目標未達となった要因を記載）
A（計画どおり実施）	
B（おおむね計画どおり実施）	
C（計画を達成できず）	

注：達成状況の評価の欄は、該当するものを円で囲むこと。

③ 事業内容：

(3) アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業

① 実績：

	事業実施前 (○年度)	目標 (○年度)	実績		
			初年度 (○年度)	2年度 (○年度)	3年度 (○年度)
アニマルウェルフェア に配慮した牛の取扱い 状況の改善					
血斑発生率	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

注1：初年度欄には、本事業の完了年度の翌年度の実績数値を記載すること。

2：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること

3：アニマルウェルフェアに配慮した牛の取扱い状況の改善については、定量的に記載することが難しい場合には、定性的に記載することも可とする。

② 成果目標の達成状況の評価：

達成状況の評価	備考（Cの場合には、目標未達となった要因を記載）
A（計画どおり実施）	
B（おおむね計画どおり実施）	
C（計画を達成できず）	

注：達成状況の評価の欄は、該当するものを円で囲むこと。

③ 事業内容：

(4) 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業

① 実績：

品目	輸出 予定先国	施設認定／輸出開始状況	
(例) 牛肉	米国	初年度 (令和○年度)	施設認定に係る申請書類を厚生労働省に提出。現在厚生労働省において審査中。
		初年度 (○年度)	
		2年度 (○年度)	
		3年度 (○年度)	

注1：初年度欄には、本事業の完了年度の翌年度の実績数値を記載すること。

2：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること

輸出事業計画の策定状況	
-------------	--

注：輸出事業計画を策定済みの場合は認定の時期を、未策定の場合は策定予定の時期を記載すること。

② 成果目標の達成状況の評価：

達成状況の評価	備考（Cの場合には、目標未達となった要因を記載）
A（計画どおり実施）	
B（おおむね計画どおり実施）	
C（計画を達成できず）	

注：達成状況の評価の欄は、該当するものを円で囲むこと。

③ 事業内容：

（５）畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業

① 実績：

品目	成果目標	実施内容

② 成果目標の達成状況の評価：

達成状況の評価	備考（Cの場合には、目標未達となった要因を記載）
A（計画どおり実施）	
B（おおむね計画どおり実施）	
C（計画を達成できず）	

注：達成状況の評価の欄は、該当するものを円で囲むこと。

(別記1)

畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業

第1 事業概要

本事業においては、コンソーシアムの設立、コンソーシアムが行う商流の拡大のためのプロモーション活動等を支援するものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、コンソーシアムとし、要綱第4第3項の畜産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 要綱第4第5項の畜産5品目のうち原則として1品目を対象に、輸出促進に取り組むものであること。
- 2 コンソーシアムの構成員については以下のとおりとする。
 - (1) 畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者を必須の構成員とする。
 - (2) 1つの食肉処理施設等は、1品目につき1つのコンソーシアムの構成員（コンソーシアムの設立が完了するまでの間においては、コンソーシアムを設立しようとする者。以下同じ。）となることができる。
 - (3) 構成員となる食肉処理施設等は、原則として1つのコンソーシアムにつき1つとするが、同一都道府県内に主たる事務所等が所在する食肉処理施設等が複数存在する場合、1つのコンソーシアムにつき複数の食肉処理施設等を構成員とすることができるものとする。ただし、認定非併設食肉処理施設を構成員とする場合には、構成員に1以上の認定併設食肉処理施設又は認定と畜場を含まなければならない。
 - (4) 畜産農家等は、家畜や畜産物の出荷先である食肉処理施設等が複数存在し、当該食肉処理施設等が各々コンソーシアムを構成している場合、該当するコンソーシアム全ての構成員となることができる。
 - (5) 輸出事業者は、輸出畜産物の仕入元である食肉処理施設等が複数存在し、当該食肉処理施設等が各々コンソーシアムを構成している場合、該当するコンソーシアム全ての構成員となることができる。
- 3 コンソーシアムは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) コンソーシアムの構成員である食肉処理施設等が、当該コンソーシアムが輸出促進に取り組む対象とする品目ごとに以下の条件を満たしていること。なお、食肉・鶏卵加工品の輸出促進に取り組む場合は、製品等製造施設が使用する原料食肉・鶏卵は、構成員に由来するもののみで、かつ、それが食肉加工品については

製品重量中に 70%以上、鶏卵加工品については 50%以上含まれるものであること。

ア 牛肉：香港、台湾、米国、欧州連合（英国、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む。以下同じ。）又はイスラム諸国（輸出に当たりハラールと畜証明書発行機関による認証を必要とする国。以下同じ。）向けの輸出施設認定を受けていること。

イ 豚肉：シンガポール又はタイ向けの輸出施設認定を受けていること。

ウ 鶏肉：以下のいずれかの要件を満たしていること。

① シンガポール又は欧州連合向けの輸出施設認定を受けていること。

② 香港又はベトナム向けの輸出施設認定を受けており、直近 3 年間のいずれかの年で、両国向け正肉を年間合計 10 トン以上輸出した実績を有していること。

なお、鳥インフルエンザ発生により輸出が停止となった日を含む場合は、輸出が停止していない期間の正肉輸出実績÷輸出が停止していない期間の日数×365 日が 10 トンを超える場合も本条件を満たしていることとする。

エ 鶏卵：以下のいずれかの要件を満たしていること。

① シンガポール向け認定農場由来の鶏卵を受け入れており、同国向けに輸出するために処理を行っていること。

② 米国向けの輸出施設認定を受けていること。

オ 牛乳乳製品：過去 5 年間に於いて第 4 の 2（5）に記載する国のうち、一つ以上の国に対して輸出実績を有していること。

カ 食肉・鶏卵加工品：牛肉・豚肉加工品の輸出に取り組む場合は、台湾、シンガポール又は欧州連合向けの輸出食肉製品取扱施設の認定を受けていること。鶏肉・鶏卵加工品の輸出に取り組む場合は、シンガポール又は欧州連合向けの輸出食肉製品取扱施設又は家禽卵製品取扱施設の認定を受けていること。

（2）コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定めており、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

（3）コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- (4) コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- (5) 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。別記3において同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。別記3において同じ。）でないこと。
- (6) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条第1項に定める輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けていること又は事業実施期間中に認定を受ける予定であること。
- (7) GFP（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。）のコミュニティサイト※に登録している者であること。
※ <https://www.gfpl.maff.go.jp/>
- (8) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県知事に提出すること。

第3 成果目標及び目標年

要綱第9第2項の畜産局長が別に定める成果目標及び目標年は、次に掲げるとおりとする。なお、食肉・鶏卵加工品については、その原料となる食肉又は鶏卵に準ずることとする。

1 成果目標

- (1) 牛肉：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）に対する輸出額のおおむね60%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。
- (2) 豚肉：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね30%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。
- (3) 鶏肉：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね30%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。

(4) 鶏卵：本事業で PR 活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね 30%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。

(5) 牛乳乳製品：本事業で PR 活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね 20%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。

2 目標年

事業完了年度末の当該年とする。

第4 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 コンソーシアムの設立及び推進

コンソーシアムの設立及び輸出目標の策定、具体的な販売促進活動等の内容について検討・検証するための会議の開催。

2 コンソーシアムによる PR 活動、販売促進活動の実施

コンソーシアムが輸出促進に取り組む製品の認知度向上やブランド化に向けた、セミナーの開催、展示会や有力品評会への参加、海外バイヤー・レストラン関係者等の産地への招へい等による PR 活動、具体的な販路開拓のための商機会の設定等の販売促進活動の実施。

その際、事業実施主体は、産地全体で取り組む輸出促進を効率的に進め、その実効性を高める観点から、補助事業者の指導の下、複数の構成員が協同して PR 活動、販売促進活動に取り組むとともに、当該活動を実施するためにコンソーシアムが作成する販促資材等については、当該構成員が共通して利用できるものに限り作成するよう努めるものとする。対象とすることができる輸出先国は、以下の対象輸出先国・地域のうち事業実施主体であるコンソーシアムの構成員である食肉処理施設等から輸出可能な国・地域に限ることとする。

(1) 牛肉：香港、台湾、米国、欧州連合、イスラム諸国

(2) 豚肉：シンガポール、タイ

(3) 鶏肉：香港、ベトナム、シンガポール、欧州連合

(4) 鶏卵：シンガポール、米国

(5) 牛乳乳製品：香港、台湾、ベトナム、シンガポール、タイ、マレーシア

(6) 食肉・鶏卵加工品：牛肉・豚肉加工品についてはシンガポール、台湾、欧州連合。鶏肉・鶏卵加工品については、シンガポール、欧州連合。

第5 他のコンソーシアム等との協同・連携

取組に当たり、事業実施主体は、本事業に基づき運営される他のコンソーシアムとの協同及び（一社）日本畜産物輸出促進協会等との連携に努めるものとする。

(別記 2)

輸出先国の基準に対応するための取組支援事業

第 1 事業概要

本事業においては、輸出先国における基準等に対応するために必要なコンソーシアムが行う調査、人材の育成、食肉処理施設の設備の改良・導入等を実施できるものとする。

第 2 事業実施主体

事業実施主体は、別記 1 の事業を実施するコンソーシアムであること。

第 3 成果目標及び目標年

要綱第 9 の第 2 項の畜産局長が別に定める成果目標及び目標年は、別記 1 の事業を実施する際に設定したものとする。

第 4 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 コンソーシアムの推進

コンソーシアムの活動内容等について検討・検証するための会議の開催。

2 コンソーシアムによる海外調査

輸出先国のマーケットに適した畜産物を輸出するための、コンソーシアムが輸出促進に取り組む製品の需要や輸出に係る課題、規制・認証等の調査の実施。対象とすることができる輸出先国は、別記 1 の第 4 の 2 に定める輸出先国とする。

3 コンソーシアムによる人材育成の実施

輸出先国におけるニーズや基準に対応するための人材育成に向けた研修の受講や研修会の実施。

4 食肉処理施設の設備の改良・導入等

輸出先国の基準等に対応するために必要な食肉処理施設の設備の改良・導入等の実施。

第 5 他のコンソーシアム等との協同・連携

取組に当たり、事業実施主体は、本事業に基づき運営される他のコンソーシアムとの協同及び（一社）日本畜産物輸出促進協会等との連携に努めるものとする。

(別記 3)

アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業

第 1 事業概要

本事業においては、牛肉輸出に関して米国・欧州連合等が要求するアニマルウェルフェアに配慮した牛の取扱いや懸垂放血によると畜への対応により生じる課題の解決に必要な会議の開催、血斑発生低減のためのデータ分析、試験・研究等の取組を実施できるものとする。

第 2 事業実施主体

事業実施主体は、コンソーシアムとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 別記 1 の事業を実施するコンソーシアムであること。
- 2 コンソーシアムの構成員である食肉処理施設が、米国又は欧州連合向けの輸出施設認定を受けていること。

なお、事業の採択に当たっては、以下に掲げる（１）、（２）の順に優先することとする。

- （１）牛肉の輸出量の多いコンソーシアム
- （２）構成員である畜産農家数が多いコンソーシアム

第 3 成果目標及び目標年度

要綱第 9 の第 2 項の畜産局長が別に定める成果目標及び目標年度は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標

成果目標は、本事業を実施することにより、以下の全てを達成するものとする。

- （１）アニマルウェルフェアに配慮した牛の取扱い状況の改善
- （２）血斑発生率の低下

2 目標年度

本事業は、事業完了年度から 3 年度以内に設定するものとする。

第 4 事業実施の手続等

別表 1 の事業の種類の欄に掲げる 3 の（２）のアニマルウェルフェアに対応した牛の取扱い及び血斑低減のための取組については、実施要領第 4 の 8 の規定の対象外とし、事業目的の実現のために必要な場合については、交付決定前に着手することができる。

(別記4)

新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業

第1 事業の概要

本事業においては、コンソーシアムの設立を目指す産地の育成を支援するものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、協議会とし、畜産局長が別に定める要件は、次のとおりとする。

- 1 要綱第4第5項に掲げる畜産5品目のうち原則として1品目を対象に、事業に取り組むものであること。
- 2 協議会の構成員については以下のとおりとする。
 - (1) 畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者のうち、食肉処理施設等及びその他の少なくとも1者を必須の構成員とすること。
 - (2) 1つの食肉処理施設等は、1品目につき1つの協議会の構成員（協議会の設立が完了するまでの間においては、協議会を設立しようとする者。以下同じ。）とすることができる。
 - (3) 構成員となる食肉処理施設等は、原則として1つの協議会につき1つとするが、同一都道府県内に主たる事務所等が所在する食肉処理施設等が複数存在する場合、1つの協議会につき複数の食肉処理施設等を構成員とすることができるものとする。
 - (4) 畜産農家等は、家畜や畜産物の出荷先である食肉処理施設等が複数存在し、当該食肉処理施設等が各々協議会を構成している場合、該当する協議会全ての構成員となることができる。
 - (5) 輸出事業者は、畜産物の仕入元である食肉処理施設等が複数存在し、当該食肉処理施設等が各々協議会を構成している場合、該当する協議会全ての構成員となることができる。
 - (6) なお、畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者の全てが構成員となっている協議会を優先的に採択するものとする。
- 3 協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 協議会の構成員である食肉処理施設等が、当該協議会が輸出促進に取り組む対象とする品目ごとに、以下の条件を満たす予定であること。なお、食肉・鶏卵加工品の輸出促進に取り組む場合は、製品等製造施設が使用する原料食肉・鶏卵は、構成員に由来するもののみで、かつ、それが食肉加工品については製品重量中に

70%以上、鶏卵加工品については 50%以上含まれるものであること。

ア 牛肉：香港、台湾、米国、欧州連合又はイスラム諸国向けの輸出施設認定を受け、いずれかの国・地域への輸出を開始すること。

イ 豚肉：シンガポール又はタイ向けの輸出施設認定を受け、いずれかの国への輸出を開始すること。

ウ 鶏肉：以下のいずれかの要件を満たすこと。

①シンガポール又は欧州連合向けの輸出施設認定を受け、いずれかの国・地域への輸出を開始すること。

②香港又はベトナム向けの輸出施設認定を受け、両国又はいずれかの国へ正肉を年間合計 10 トン以上輸出すること。

エ 鶏卵：以下のいずれかの要件を満たすこと。

①シンガポール向け認定農場由来の鶏卵の処理を実施し、当該国向けの輸出を開始すること

②米国向けの輸出施設認定を受け、当該国への輸出を開始すること。

オ 牛乳乳製品：第 4 の 3 の（5）に記載する国のうち、一つ以上の国に対して輸出を開始すること。

カ 食肉・鶏卵加工品：牛肉・豚肉加工品の輸出に取り組む場合は、台湾、シンガポール又は欧州連合向けの輸出食肉製品取扱施設の認定を受け、いずれかの国・地域への輸出を開始すること。
鶏肉・鶏卵加工品の輸出に取り組む場合は、シンガポール又は欧州連合向けの輸出食肉製品取扱施設又は家きん卵製品取扱施設の認定を受け、いずれかの国・地域への輸出を開始すること。

（2）協議会の運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）を定めており、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

（3）協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（4）協議会規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

（5）構成員である法人等が、暴力団でないこと及び法人等の役員等が暴力団員でな

いこと。

- (6) 事業完了年度から3年度以内に、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条第1項に定める輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けること。
- (7) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県知事に提出すること。

第3 成果目標及び目標年度

要綱第9第2項の畜産局長が別に定める成果目標及び目標年度は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標

- (1) 牛肉、豚肉、鶏卵、牛乳乳製品、食肉・鶏卵加工品

本事業の対象とした輸出先国に対して、輸出を開始することとする。

- (2) 鶏肉

以下のいずれかとする。

- ①シンガポール及び欧州連合のうちいずれかの国・地域に対して輸出を開始すること
- ②香港及びベトナムのうち両国又はいずれかの国へ正肉を年間合計10トン以上輸出すること

2 目標年度

事業完了年度の3年度以内に設定するものとする。

第4 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 協議会の設立及び推進

協議会の設立及び推進のための会議の開催。

2 検討会及び研修会の開催

関係者の輸出への理解醸成や、輸出認定の取得及び輸出認定取得後の輸出拡大の方針策定等に向けた検討会、研修会の開催。

3 輸出先国のマーケット調査

輸出先国のマーケットに適した畜産物を輸出するための、協議会が輸出促進に取り組む製品の需要や輸出に係る課題等の調査。ただし、対象とすることができる輸出先国は、以下の各号に掲げるもののうち、事業実施主体である協議会の構成員で

ある食肉処理施設等が輸出認定を取得することを予定している国・地域に限ることとし、4においても同様とする。

- (1) 牛肉：香港、台湾、米国、欧州連合、イスラム諸国
- (2) 豚肉：シンガポール、タイ
- (3) 鶏肉：香港、ベトナム、シンガポール、欧州連合
- (4) 鶏卵：シンガポール、米国
- (5) 牛乳乳製品：香港、台湾、ベトナム、シンガポール、タイ、マレーシア
- (6) 食肉・鶏卵加工品：牛肉・豚肉加工品についてはシンガポール、台湾、欧州連合。鶏肉・鶏卵加工品については、シンガポール、欧州連合。

4 協議会による商流構築活動の実施

輸出先国への本格的な輸出に先駆け、協議会が取り組む輸出事業者とのマッチングに向けた展示会への参加、試験的輸出を通じた輸出先国におけるバイヤーとのマッチング、新たな商流構築に向けた関係者の産地への招へい等、商流の基盤を構築する活動の実施。

(別記 5)

畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業

第 1 事業概要

本事業においては、輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）やマーケットのニーズ・輸出要件に対応した日本産畜産物を供給するため、流通方法や品質の保持等に係る試験・実証を行う。

第 2 事業実施主体

事業実施主体は、以下に掲げるいずれかの者とする。

- ① コンソーシアムであって、別記 1 の事業に取り組む者
- ② 協議会であって、別記 4 の事業に取り組む者

第 3 対象品目

第 1 の取組は、要綱第 4 第 5 項に掲げる畜産 5 品目を対象とする。

第 4 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 1 推進会議・検討会等の開催
- 2 輸出先国やマーケットのニーズ・輸出要件に対応した日本産畜産物を供給するために必要な流通方法、品質保持、処理方法等に係る試験・実証
- 3 試験・実証に係る報告書の作成

第 5 対象となる輸出先国

本事業の対象となる輸出先国は、事業実施主体及び取り組む品目ごとに、次に掲げるとおりとする。

- ① コンソーシアム：別記 1 の第 4 の 2 に定める輸出先国
- ② 協議会：別記 4 の第 4 の 3 に定める輸出先国

第 6 成果目標及び目標年度

1 成果目標

要綱第 9 第 2 項の畜産局長が別に定める成果目標は、要綱第 9 第 1 項の事業実施計画において、事業実施主体が定めるものとする。本成果目標は、第 4 の事業内容に沿った定量的な目標とする等、事業成果を適正に把握、検証できるように十分考慮して設定することとする。

2 目標年度

事業完了年度の翌年度とする。

第 7 成果の普及

事業実施主体は、本事業により取り組んだ実証・試験で得られた成果の普及に努めるものとする。